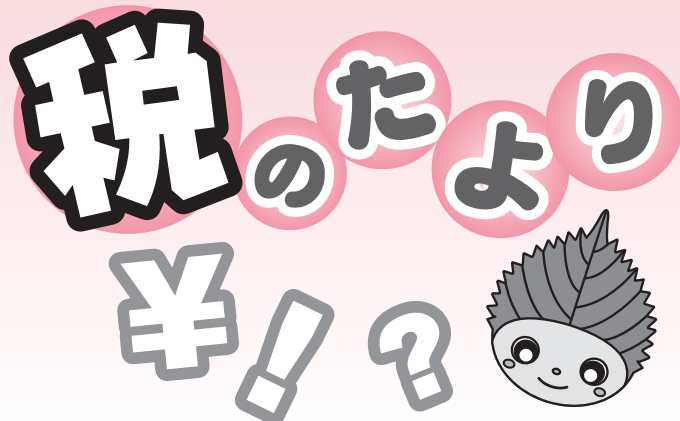


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



住宅改修に伴う 固定資産税の減額措置

住宅の改修(耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修、マンション長寿命化改修)を行った場合は、工事完了後、3カ月以内に申告していただければ、翌年度の固定資産税が減額されます。

詳細は町ホームページをご確認ください。

問合せ先 役場 税務課

内線160・178



町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご確認ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay・d払い



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120

個人事業者の税務相談会

商工会では、個人事業主を対象に、記帳確認および半期源泉所得税の相談会を行います。

新しく事業を始められる方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 7月5日(金)午前9時30分
午後3時

ところ 商工会館2階

問合せ先 商工会

☎(442)4511

事業者の皆さんへ

インボイス制度についてのご案内

説明会・相談会

**要事前予約
参加無料**

●オンライン説明会

オンライン説明会の開催日程等はこちらをご確認ください。また、過去に開催したオンライン説明会の動画を公開しています。



●相談窓口一覧表

制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種相談窓口は、こちらをご確認ください。



●説明会・相談会開催日程等

説明会および相談会開催日程等の最新情報はこちらをご確認ください。



●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい情報等はこちらをご確認ください。



問合せ先 津島税務署法人税第一部門 ☎0567(26)2161(代表)
内線412(個人)、612(法人)